

令和 8 年 8 月 19 日
全国農業共済組合連合会

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に係る農業保険の対応について

全国農業共済組合連合会（N O S A I 全国連）では、令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用についてが適用された市町に住所を有する収入保険の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払が困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11 か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、対面での加入手続きが困難な方につきましては、電話等での加入申込みを承ります（申請書類は後日提出いただきます）。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くの農業共済組合にご相談ください。

<別紙>

- ・災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

本件に関するお問い合わせ先

全国農業共済組合連合会（業務部 業務第 1 課）

TEL 03 (6265) 4803

FAX 03 (6265) 4807

ホームページ <http://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>

災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

令和8年8月14日現在

・ 災害救助法適用市町村

25 市町

【千葉県】

千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、
習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、
八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市
印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町

・ 対象地域の農業共済組合

千葉県農業共済組合

〒260-0031

千葉市中央区新千葉 3-2-6

電話番号：043-245-7449